



2021年7月

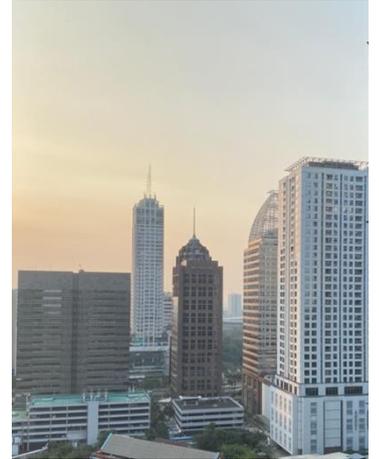
One Asia Lawyers Indonesia office 代表

日本法弁護士

馬居 光二

1 最初に

インドネシアにおいてはジャワ・バリにおけるコロナウイルスの急拡大を受けて、2021年7月2日にジャワ及びバリにおける緊急地域活動制限（Pemberlakuan Pembatasan Kegiatan Masyarakat（PPKM））の実施に関する内務大臣告示2021年15号が発出されました。



2 緊急地域活動制限について

本告示は、これまで実施されていた小規模地域活動制限に対して、ジャワ島及びバリ島におけるより厳しい活動制限を導入するものです。インドネシアにおいては1日の感染者が6日連続で2万人を越えているところ、新規感染者数を1日1万人以下に下げるとの大統領の意向を受けて内務大臣が本告示を発行致しました。

以下本告示の概要を説明致します。

(1) 対象地域

ジャワ島及びバリ島の全県及び全市の中でレベル4に指定された48県・市及びレベル3に指定された75県・市が制限の対象となっております（告示第1項、第3項）。

(2) 制限の内容

ア. 事業の制限

主な事業活動の制限は以下の通りです。

- ① 学校、大学等教育活動はオンラインで実施（告示第3項(a)）
- ② 必須分野（金融、銀行、情報通信、決済システム、隔離業務を行わないホテル、輸出指向産業）以外の活動については完全在宅勤務（告示第3項(b)）
- ③ 必須分野は50%を上限にオフィス勤務が可能（告示第3項(c)1号）



- ④ 実施を遅らせることのできない公共事業を実施する政府部門での必須業務は 25%を上限にオフィス勤務が可能（告示第 3 項(c)2 号）
- ⑤ 重要分野（エネルギー、物流、食品、国家戦略プロジェクト、電気や水等）は 100%のオフィス勤務が可能（告示第 3 項(c)3 号）
- ⑥ スーパーマーケット等の食料品店は営業時間を 20 時までとし、来客数を 50%とする（告示第 3 項(c)4 号）
- ⑦ 薬局は 24 時間営業（告示第 3 項(c)5 号）
- ⑧ レストランやカフェ、屋台等はデリバリー／テイクアウトのみ（告示第 3 項(d)）
- ⑨ ショッピングモールは一時閉鎖（⑤重要分野や⑧レストラン等へのアクセスは使用可能（告示第 3 項(e)））
- ⑩ 公共施設は一時閉鎖（告示第 3 項(h)））
- ⑪ 建設事業は 100%運営される（告示第 3 項(f)）

イ. 交通制限

自家用車、バイク、長距離公共交通機関を利用した長距離の国内移動についてはワクチン接種証明書の提示が求められます（告示第 3 項 1(L)1 号）。ただし、物流その他の貨物輸送車両の運転手は、ワクチン接種証明書の所持を免除されております（告示第 3 項 1(L)4 号）。

さらに、ジャワ島及びバリ島を発着する飛行機による移動では、上記ワクチン接種証明書に加え、出発前 2 日以内に検体採取された PCR 検査の陰性証明書が要求されます（告示第 3 項 1(L)2、3 号）。他方で、飛行機以外の交通機関による移動では出発前 1 日以内に検体採取された迅速抗原検査の陰性証明書が求められる形となっています（告示第 3 項 1(L)2 号）。

上記の規制は、ジャカルタ市内の移動は対象としておりませんが、タクシーや Grab 等の公共交通機関は定員の 70%までの乗車に制限されております（告示第 3 項(j)）。



活動制限初日のジャカルタ市街道路の様子

(3) 制裁

本告示に違反する事業者、レストラン、モール、公共交通機関、個人は制裁が科される旨規定されております（告示第 10 項）。

(4) 期間

本措置は 7 月 3 日から 7 月 20 日まで実施されると規定されており（告示第 13 項）、延長の可能性も示唆されております。

3 実際のジャカルタの様子

(1) 交通

ジャカルタ特別州内の移動について交通の移動が禁止されていないこともあり、制限初日の7月3日(土)はそれなりに車が走っていました。ただし、感染の原因となり得るスポーツを禁止するという若干不思議な目的で、中心地にある Sudirman 通りが閉鎖されておりました。



閉鎖されたスディルマン通り



デリバリーサービスのバイク

また、モールが閉鎖され、飲食店はデリバリー・テイクアウトだけになっているため、Go Food や Grab Food といったデリバリーサービスのバイクが非常に多く見られました。昨年売上を伸ばしたこのようなオンラインサービスの事業活動が今後益々活発になっていくことを感じさせます。

(2) 建設事業

前述のように、今回の緊急地域活動制限下でも、建設事業は100%の運営が認められております。実際にジャカルタの街中で普段どおり建設作業は進められておりました。国民の健康を守りつつも、経済の発展を強く企図するインドネシアの現状を示しているように思えます。



建設工事は通常通り続けられている

(3) モール



商品が撤去された衣料品売場

本告示記載の通り、ジャカルタ内の全てのモールは基本的に閉鎖され、例外的に薬局や食料品店のみが開けられている状態です。飲食店は店内での飲食が禁止され、基本的には Go Food や Grab Food といったデリバリー・テイクアウトのみの対応となっております。

実際に緊急活動制限初日にモールを訪れてみましたが、衣料品売場等は商品自体が片付けられており、完全に閉店状態となっておりました。一方で食料品点や薬局等にはそれなりに顧客が見られました。



(4) Antigen 検査

インドネシアにおいては約 150 万～300 万ルピア（約 1 万 1550 円～2 万 3100 円）と高価な PCR 検査よりも、おおよそ 15 万ルピア（約 1155 円）と安価な Antigen と呼ばれる抗原検査が良く使われております。Antigen 検査は大きなオフィスの前に簡易なテントを張って行われている事が多く、特に予約はしなくても、その場で受付をして 10 分程度で結果がわかります。

企業によっては訪問をする際に Antigen 検査でネガティブの結果を受けることが求められることもございます。ただし、Antigen 検査の精度は PCR 検査よりも低いため、省庁への提出等重要な場合には PCR 検査を要求される場合がございます。なお、PCR 検査は鼻の粘膜と唾液のいずれかを検査することになりますが、Antigen 検査は鼻の粘膜の検査だけに対応している検査場が多いかと思われまます。

4 最後に

弊インドネシアオフィスも政府の指示に従って現在はオフィスを閉鎖し、完全に在宅勤務となっております。弊インドネシアオフィス自体はそもそもが日本、ASEAN、インドを繋いでリモートワークを行っていたため業務自体に大きな支障はありませんが、多くの在ジャカルタ企業は業務の停滞を強いられているのが現状かと存じます。

前述の内務大臣通達は 7 月 20 日までとされておりますところ、延長も含めて今後の状況を注意深く見守る必要がございます。

ジャカルタの現状も含め、ご懸念点等ございましたらいつでもご連絡いただければ幸いです。

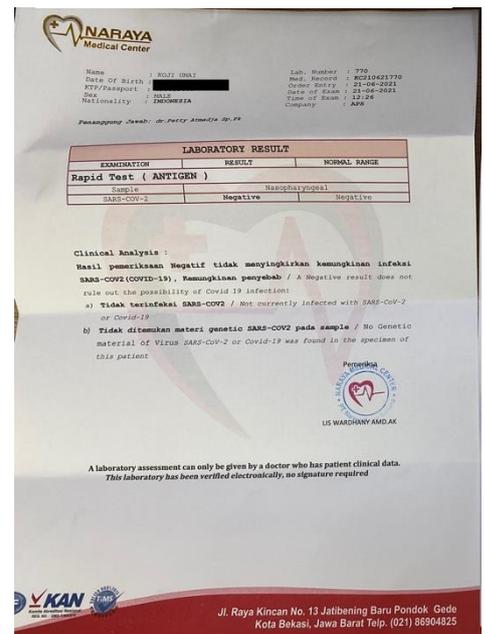
◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

モールは薬局等のみが営業している



Antigen 検査の結果票

<筆者>



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年にSingapore Management Universityに留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年よりOne Asiaに参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal